

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和3年5月
福井県

目 次

第1 基本的な考え方	· · · · ·	1
1 協同農業普及事業の推進方向	· · · ·	1
2 普及事業と普及指導員の役割	· · · ·	2
~		
第2 普及指導活動の課題	· · · · ·	2
1 「新ふくいの農業基本計画」実現に向けた10のプロジェクト	· · · ·	2
2 「協同農業普及事業の運営に関する指針」(6の基本課題)	· · · ·	3
~		
第3 普及指導活動の方法に関する事項	· · · · ·	4
1 重点化すべき課題に対応した取組の推進方向	· · · ·	4
2 普及指導活動の効果的かつ効率的な実施	· · · ·	6
3 普及指導活動の効果的な運営	· · · ·	8
~		
第4 普及指導員の配置に関する事項	· · · · ·	10
1 普及指導センター等の設置	· · · ·	10
2 普及指導員の配置	· · · ·	10
3 農業革新支援専門員の配置	· · · ·	10
~		
第5 普及指導員の資質の向上に関する事項	· · · · ·	11
1 人材育成計画	· · · ·	11
2 向上を図るべき資質	· · · ·	11
3 資質向上の方法	· · · ·	12
~		
第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項	· · · · ·	14

第1 基本的な考え方

1 協同農業普及事業の推進方向

協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）は、県が農林水産省と協同して専門職員として普及指導員を置き、直接農業者に接して農業経営および農村生活の改善に関する科学的技術および知識の普及指導を行うことにより主体的に改善に取り組む農業者の育成を図りつつ、農業の持続的な発展および農村の振興を図ろうとするものである。

現在、国内の農業・農村は、農業従事者や農村人口の減少、高齢化等により、人手不足や生産基盤の脆弱化、農村地域の集落機能の一層の低下が懸念される状況にあり、国では農業の成長産業化を進める「産業施策」と農業・農村の有する多面的機能の維持発展を進める「地域施策」を車の両輪として、施策を展開している。

本県においては、平成26年策定の「ふくいの農業基本計画」の下、高付加価値米の開発推進、大規模施設園芸の拡大、メガファームの育成等、農業競争力の強化に取り組んできた。しかしながら、米需要の低下、米価低迷、農地集積や生産委託等による農業離れが進み、また中山間地域では農業者の高齢化と人口減少、鳥獣被害が深刻化している。

これら、地域農業、農村の抱える課題を踏まえ、農業が生産、販売という産業の側面以外に、健康で生きがいを持った生活の提供、農村文化や景観、自然環境を守っているという多様な役割にも着目し、農業の大規模化、スマート化による低コスト、所得増大を目指すとともに、観光、他産業との融合、農村文化、食文化継承等「ふるさと福井」を次代に繋ぐ福井県農業を推進していくため、平成31年3月に「新ふくいの農業基本計画」を策定した。

基本理念には、「大規模な農業法人や専業農家から小規模農業者まで、すべての農家が活躍できる『農業新時代』」を据え、「農家全体の所得を最大化」「みんなが生きがいを持てる農業」「ふるさと福井の農村文化を昂揚」を目指す姿とし、その実現に向けた新たな政策の方向として、以下の3点に取り組むこととしている。

- 米どころ福井のブランドとスマート農業で所得を増大
- 米と野菜、果樹、花卉との複合経営を進め、所得の増大と働きがいのある新農業を振興
- 福井人からインバウンドまで、食と農と美しいふるさと景観のサービスを提供

2 普及事業と普及指導員の役割

普及事業においては、農業者・市町・関係団体等との対話を通じて、普及指導活動の役割を精査し、適切な役割分担のもと、農業者の経営意欲の増進や経営能力の向上を図りつつ、農業者等の主体的な計画・取り組みに対して、総合的かつ効果的な支援を行うことを通じて、効率的・安定的な農業経営の実現と地域の特性に応じた農業振興を図る農業者等を育成する。

普及指導員は、魅力ある農業・農村の実現に向け、高度な専門技術・知識により農業者や市町、JA等農業関係団体、および農村の地域資源に関わる関係団体に直に接して支援を行う役割を担う。

そのため、普及指導員は、技術体型の構築および普及や、スペシャリスト機能やコーディネート機能等を発揮することにより、担い手の育成・確保、農業者の所得向上および地域農業の維持・発展に向け、生産・流通面における革新を総合的に支援する。

第2 普及指導活動の課題

本県の農業、農村を取り巻く諸情勢の変化に伴い、普及指導活動の課題は複雑かつ多様化するとともに、普及組織に対する農業者、農業団体および市町からの要請も年々増大し、活動領域が拡大している。

このような情勢のもと、普及組織の役割を効果的に果たすため、現場での地域課題解決を第一に考えた普及活動を展開する。なお、課題解決にあたっては、調査研究を活用し、試験研究機関等と連携を密にしながら、早期に成果を上げることが求められている。

普及指導活動の課題については、早期に解決すべき地域の課題と現状を踏まえた上で、「新ふくいの農業基本計画」の実現に向けた10のプロジェクトならびに「協同農業普及事業の運営に関する指針」（令和2年8月）に示された基本的課題を踏まえ設定する。

1 「新ふくいの農業基本計画」実現に向けた10のプロジェクト

(1) 米やそばの全国トップブランド化

- ・いちはまれの全国トップブランド化
- ・スマート農業の導入による次世代農業の創出
- ・地域に受け継がれたそば（在来種）を日本一のブランドに育成

(2) 園芸作物に対する消費者の評価向上と生産拡大

- ・水稻と園芸の複合経営の拡大
 - ・こだわり農産物の高付加価値化
- (3) アジアを中心とした農産物等の輸出拡大
- ・新たにアジアへの輸出に取り組む県内事業者の拡大
 - ・多収品種に限定して超早播き直播を導入し、輸出用米を生産
- (4) 土地の力を活かした無農薬栽培技術の確率と生産拡大
- ・米の大規模有機栽培技術の確立、園芸の無農薬生産技術の実証
- (5) 他産業と連携した新ビジネスの展開
- ・里山里海湖ビジネスの拠点づくりで交流人口を倍増
 - ・食品加工業等と連携した新たな6次産業化商品の開発
- (6) 農村コミュニティの活性化と農村文化の昂揚
- ・地域の女性や高齢者等が農業生産活動に参加する仕組みづくり
 - ・農地、水を守り、農ある風景や農村文化を次世代に継承
- (7) 儲かる集落営農組織・若手経営者の育成
- ・大規模法人（規模40ha以上、売上5千万円以上）を拡大
 - ・経営の多角化による家族型農業の収益向上
 - ・畜産経営の安定
- (8) 園芸カレッジを核とした新規就農者の増大
- ・市町と連携した「農業人材育成拠点」を地域に整備
 - ・県立大学と連携したふくい型人材育成
- (9) 「知る」「つくる」「買う」を通じ、すべての県民が参加する地産地消の推進
- ・農産物直売所、量販店等を通した地産地消の拡大
 - ・学校給食や社員食堂への地場産食材の利用促進
 - ・自産自消から地産地消へ
- (10) 「家庭」「企業」「学校」で学ぶ食育の推進
- ・三世代が共に学ぶ食育の推進
 - ・働く若い世代への食育推進

2 「協同農業普及事業の運営に関する指針」（6の基本課題）

(1) 担い手の育成・確保

- ・認定農業者、新規就農者、法人経営体、集落営農組織、地域農業を牽引する経営体の育成・確保に向けた取組支援
- ・農業経営および農村における女性の活躍や多様な人材の活用のための取組支援

等

- (2) スマート農業の実践等による生産・流通現場の技術革新・生産基盤の強化
 - ・ロボット・A I ・I O T等を活用するスマート農業の実践支援
 - ・ドローン等の先端技術を使った次世代型農業支援サービスの活用支援
 - ・国内外の需要に応える生産体制の構築支援
 - ・農業生産工程管理（G A P）の導入等による生産・流通現場の技術革新や生産工程の効率化等生産基盤の強化に向けた取組支援 等
- (3) 気候変動への対応等環境対策の推進
 - ・気候変動に対する緩和策と適応策の推進支援
 - ・生物多様性の保全等に向けた、有機農業等の環境保全型農業や総合的病害虫・雑草管理（I P M）、土づくり等の支援
 - ・温暖化等気候変動に対応した品種・品目転換を含めた生産安定技術の普及 等
- (4) 食料の安定供給の確保
 - ・農業生産資材の適切な利用等による食品の安全確保
 - ・家畜伝染性疾病予防・病害虫防除の対策等支援
 - ・輸出拡大等を含む国内外の需要に対応した産地戦略に基づく供給力の強化、産地間連携等支援 等
- (5) 農村の振興
 - ・6次産業化支援
 - ・地域農業振興に関する合意形成支援
 - ・中山間地域等の条件不利地域の振興
 - ・鳥獣被害対策 等
- (6) 大規模自然災害等への対応
 - ・自然災害や新型コロナウイルス等感染症のまん延に対する対策
 - ・地震や豪雨等の大規模自然災害からの復旧・復興支援 等

第3 普及指導活動の方法に関する事項

1 重点化すべき課題に対応した取組の推進方向

新規就農者等への支援、新技術導入支援、次世代型農業支援サービスの活用促進、農村における多様な人材等との連携に当たっては、次に掲げる事項に取り組む。

(1) 担い手の育成・確保に向けた新規就農者等への支援の充実・強化

世代間のバランスの取れた農業就業構造の実現のため、農業内外からの青年層を含む幅広い世代の就農およびその定着の促進、次世代の担い手への生産基盤の円滑な継承と就農後の経営改善等の支援および新規就農者の受け皿となる農業経営の法人化や企業の農業参入を推進する。

ア 新規就農およびその定着の促進

園芸カレッジや関係機関、先進的な農業者等と連携し、就農前後にわたる一貫的な支援を行うとともに、新規就農者等の技術や経営の発展段階等に応じ、効果的な支援を行うよう努める。

イ 女性の活躍推進

女性が能力を発揮できる環境を整備するとともに、地域をリードする女性農業者を育成する。

ウ 農業青年クラブ等の活動支援

主体的な活動を支援するとともに、これらのクラブと農業高校生や園芸カレッジ等農業者研修教育施設の学生、令和2年度に新設された福井県立大学の専門学科をはじめ、農林漁業や食分野を専門とする学生等が交流し、相互に学習できるよう努める。

(2) 地域における新技术導入支援および新技术体系の確立

スマート農業に関する農業者等からの相談体制を整えるとともに、試験研究機関やＩＣＴベンダー、農業機械メーカー等民間企業と連携し、ロボット・ＡＩ・ＩｏＴ等の先端技術を組み入れた、地域の現場環境に応じた新たな技術体系の確立および定着を図る。

また、その結果を広く農業者等に示し、目指すべき技術体系のイメージを共有させることにより、確立された新たな技術体系の地域への導入と定着を図る。

(3) 次世代型農業支援サービスの活用促進を通じた農業経営支援

生産現場における労働力不足や規模拡大に向けた生産性向上等の課題に対応するため、農作業工程の整理や経営分析等により、ドローン等の先端技術を使った作業代行やシェアリング・リース等の次世代型農業支援サービスが労働負荷軽減や経営改善に有効な場合これを活用した農業経営の発展を支援するよう努める。

また、農業生産工程管理（GAP）の手法で得られる農作業工程の整理・改善や経営分析等を通じた有効性の検証を支援するとともに、農業者のニーズ把握や地域で利用可能なサービスの情報収集・提供に努める。

(4) 農村における多様な人材・機関との連携

農業者に対する技術および経営指導を担う中で、農村の実態や要望を把握するとともに、行政機関、地域運営組織、農業協同組合、教育機関その他産業の関係者を含む多様な人材・機関を巻き込むコーディネート機能を発揮し、地域ごとに異なる様々な農村の課題解決を図るよう努める。

生産現場に必要な人材の確保については、関係機関との連携により、地域に応じて、他産業退職者、高齢者、障がい者、外国人等の多様な働き方を求める多様な人材の活用促進に努める。

鳥獣被害対策については、地域ぐるみで行う侵入防止柵の設置、緩衝帯づくり等の環境整備、効果的な捕獲技術の普及等、地域の総合的な取組を支援する。

(5) その他の基本的課題に対応した取組の推進

ア 海外需要や、加工・業務用需要の増加等国内需要構造の変化に対応した安定的な生産・供給体制の整備、新品種・技術の導入等による産地化の推進

イ 生産段階でのGAPの導入、有害物質等による汚染防止・低減対策、農薬の適正使用等の取組、輸出に向けた海外の規制に対応した産地への支援

ウ 気候変動や生物多様性の保全等への対応に向け、環境保全型農業や生産安定技術等の普及および堆肥の施用や土壌診断に基づく土づくり等の支援

エ 自然災害等のリスクに備えた、農業保険の活用等を含めた経営の安定化に向けた取組の推進

2 普及指導活動の効果的かつ効率的な実施

農業者の多様なニーズに迅速かつ的確に対応し、課題解決の早期実現を図るために、意欲ある農業者・営農組織の育成、元気な農村づくりを目的に、普及指導活動方法の高度化、効率化を図る。具体的には、技術開発を担う試験研究機関、技術の実証・普及を担う普及指導員および新技術を使いこなす農業者が一体となり、目標を共有化して新技術の開発に取り組む。

農業革新支援専門員は普及指導員と試験研究機関との連携を強化し、現場に即応した技術開発と普及をこれまで以上に迅速に進める。このため、緊急な現地課題については、普及組織が中心となって県、国の試験研究機関や大学、民間等との産学官連携を構築することにより課題の解決を図る。

(1) 農業者に対する支援の充実・強化

普及組織は、普及指導員が直接農業者に接して行う普及指導活動に要する時間が十分に確保されるよう配慮し、農業者に接する際には、関連する施策情報を含めて情報提供を行うよう努める。

また、コロナ禍においては、農業者に直接指導する機会や、集合研修の機会が

減少する場合を考慮し、効果的な非接触型の普及活動方法についても検討していく。

なお、普及指導活動の充実・強化および効率化を図る観点から、ＩＣＴの積極的な導入とこれを活用した普及指導活動については引き続き推進するよう努める。

さらに、農業経営に必要な技術・経営情報に加え、施策や普及指導活動実績等について広く認知されるよう、農業者を始めとする関係者・関係機関等への情報発信を効果的かつ効率的に行うよう努める。

（2）公的機関が担うべき分野における取組の強化

普及組織は公的機関が担うべき分野として、食料の安定供給や農業・農村の多面的機能の發揮に必要となる地域農業全体の維持・発展を目的とする活動（技術革新の推進、地域の合意形成支援、新規就農者に対する支援、女性農業者の活躍推進、地球温暖化対策、環境保全型農業の推進、農産物の安全の確保、災害への対応等）について取り組みを一層強化する。

（3）先進的な農業者等とのパートナーシップの構築

普及組織は、活力ある地域農業の創造に向け、指導農業士を始めとする先進的な農業者や地域リーダー等に対し、経営発展のみならず地域振興に資する施策情報の提供等を積極的に行いつつ、新規就農者の育成・確保への支援や、実証圃の設置等による地域モデルの育成に向けた協力など、地域農業・農村を振興するための取組への参画を求める。

また、先進的な農業者等には、普及指導計画の評価を求める等、普及組織と強いパートナーシップの構築に努める。

（4）試験研究機関・民間企業等との連携強化

ア 行政部局との連携

普及組織は、基本計画および地域課題の実現に向け、行政部局と連携し施策の推進を行う。

また、農業者の動向・ニーズおよび農村の現状等に関する情報を積極的に収集し、地域農業の振興、農村活性化等に関する課題を政策化に向け行政部局に対し提言を行う。

イ 試験研究機関との連携

普及組織は、独立行政法人や大学等および本県試験研究機関と連携し、行政

施策を踏まえつつ地域で問題となっている技術の課題化、実用化技術情報の共有、革新技術に関する現地組立実証等による重点プロジェクト活動を全県的に実施・指導し、現地に適応した総合技術として早期普及を図る。

そのために、農業革新支援専門員をはじめとする普及指導員は、研究開発に企画段階から参画し、試験研究機関に対して現場の課題や技術の改善点等を伝え、より実用性の高い技術が開発されるよう役割を果たす。

ウ 民間企業等との連携

特に、税務、会計・経理、労務管理、農畜産物加工、マーケティング、ＩＣＴ、高度な機械化技術等の分野について、民間企業と連携し実施する場合において、普及指導員は、関係者の役割分担の明確化やコーディネートを実施し、取組全体の総括・点検等を行い、円滑に進展するよう支援する。

さらに、民間の先端技術を駆使した農業経営を支援する場合、種苗会社・農薬メーカー・農業機械メーカー等の農業関連企業と連携を強化する。

エ 市町、農業団体との連携強化

市町、農業団体との連携は、それぞれの機関の役割が十分發揮できるように、地域の実情や管内の市町、農業団体の業務内容に応じて、普及組織が全体をコーディネートする。

また、普及組織は、地域農業の振興や活力ある農村社会の形成等を図る観点から農業改良普及推進協議会や農業再生協議会等とも積極的に連携を図る。

オ 都道府県間の連携等

全国的な普及指導活動の課題に対する普及指導員の効果的な活動を確保するため、当該課題に関する都道府県間の情報の共有、技術協力等に努める。

3 普及指導活動の効果的な運営

(1) 普及指導計画の策定と評価

普及指導課題については地域農業の現状、農業者ニーズ、行政課題を踏まえ、農業関係者や一般県民に広く理解され、県内各地で特色ある活動を行うため、関係機関との合意形成を図りながら、普及指導員による取り組みの必要性および緊急性が高いものに重点化する。普及指導計画については、地域の実情に合わせた地域（産地）支援計画や重点指導が必要な農業経営体を対象とする個別育成支援型の計画のほか、それとは別に、各々の特徴や経営レベルに応じた農業組織・個別経営体を対象とした「個別支援計画」を策定する。

また、普及指導計画のうち、特に重要な課題や、地域横断的に技術革新、普及が必要な課題については、農業革新支援専門員等が中心となって重点プロジェクト計画を定め、普及組織等と連携して活動を行う。

普及指導計画を策定した課題については、内部・外部評価を実施し、次年度以降の計画に反映させることを通して、普及指導活動の効果を高める。

ア 普及指導計画の策定

県は、おおむね5年毎に国が定める「協同農業普及事業の実施に関する指針」に基づき、「協同農業普及事業の実施に関する方針」を定める。普及組織は、その方針に基づき、普及指導計画（年度計画）を策定する。

ただし、普及指導活動は、地域のビジョン等を踏まえ、中長期的な視点に立って展開していくことから、各普及組織における計画策定においても、おおむね3年から5年程度の対象のあるべき姿を想定し策定することが望ましい。

普及指導課題の選定については、市町、JA等の関係機関と地域の現状を十分に把握し、地域のニーズに応じながら施策の波及効果が高いものを優先的に選択するとともに、目標については、地域、対象者等と協議し設定する。

また、普及組織は、普及指導計画の活動内容等の進捗について、部内会議や週間活動記録等を通じて、定期的、継続的に行い、計画に掲げた目標を達成できるよう管理する。

イ 普及指導計画の評価

毎年度、すべての普及課題に対し、検討会（計画・中間・実績）を開催し、内部評価を実施する。検討会では、課題および対象、目標、活動方法等の適切性や目標の達成状況を確認する。

また、普及指導計画のより高い成果創出に向け、先進的な農業者をはじめ、専門性の高い外部委員を幅広い分野から選定し、より客観的な視点からの外部評価を行い、その結果を福井県HPで公表する。

ウ 重点プロジェクト計画の策定

農業革新支援専門員は、集積した技術・情報を活用し、地域農業の現状と課題を踏まえ、特に新技術の導入や地域横断的な技術革新、普及が必要となる課題について、普及指導員、試験研究機関等と連携し各自の役割を明確化したうえで「重点プロジェクト計画」を策定、実施する。

工 調査研究の適切な実施

普及指導員は、現地課題の解決に向け、試験研究機関を始めとする関係機関等と積極的に連携し、調査研究を実施する。

なお、調査研究で得られた成果は、普及指導活動および普及指導員の資質の向上に有効に活用するため、専門項目ごとの研究会での情報交換等により有効に活用すると共に、普及指導活動の高度化に活用する。

第4 普及指導員の配置に関する事項

1 普及指導センター等の設置

普及指導員の活動拠点として、県内全域を管轄し高度営農支援拠点となる農業革新支援センターおよび地域営農支援拠点となる地域普及指導センターを設置する。

なお、農業革新支援センターは農業試験場に、地域普及指導センターは各地区の農林総合事務所および嶺南振興局にそれぞれ置き、普及指導員が農業者に密着した普及指導活動と地域状況・課題に柔軟に対応するとともに、スマート農業をはじめとした高度・先進技術および経営に関する情報発信・相談窓口として機能するよう、試験研究機関や民間企業および専門家や、市町、農業団体等の関係機関と連携した活動体制とする。

また、継続的に協力を依頼する専門家や普及指導員OB等を、普及指導協力委員（地域農業支援員等）として委嘱し、普及指導活動を補完する。

2 普及指導員の配置

普及指導員の配置に当たって、本県農業の推進方向、地域の農業事情や特性および普及指導活動の効果等に配慮し、十分な人員配置を行う。また、普及指導員の経験年数や在任期間を考慮するほか、普及指導員の任用資格取得を目指す者を出来る限り普及指導センターまたは試験研究機関へ配置し、現場における課題解決、技術習得による資質向上を図り、意欲ある優秀な普及指導員の計画的な養成、確保を図る。

3 農業革新支援専門員の配置

普及指導員のうち高度な専門性や経験を有するものを農業革新支援専門員として農業革新支援センターに配置する。農業革新支援専門員は、政策課題の対応や広域的・先進的な専門技術の支援を行うとともに、長期的視点に立った普及指導員の資質向上、人材育成を担うほか、試験研究機関や関係団体、行政との緊密な連携のもと、県全体の普及指導方針および指導技術を取りまとめる。

さらに、農業革新支援専門員が主体として、或いは研究員や普及指導員等と連携して、先進的な農業者等からの専門的な相談に対応する。

なお、農業革新支援専門員の担当分野は、土地利用型作物、園芸（野菜・花卉・果樹）、畜産、生産工程管理・農作業安全、持続可能な農業・鳥獣被害対策、担い手育成と経営指導、自然災害・防疫対策、6次産業化、スマート農業および普及指導活動とする。

第5 普及指導員の資質の向上に関する事項

普及指導員は、現場における農業者の課題解決を第一に考えたうえで、本県農業施策推進に貢献していくことが求められる。課題に的確に対応していくための機能、役割を十分に發揮出来るよう、長期的視点に立って、体系的、継続的な資質向上を図る。

1 人材育成計画

普及指導員の技術・知識・普及指導活動の方法等の能力を継続的、計画的に向上していくため、「福井県普及指導員人材育成計画」を策定する。

人材育成計画には、人材育成の理念を掲げ、「普及指導員の目指すべき人材像」と「普及指導員、農業革新支援専門員に求められる資質」、「人材育成に向けた取り組み方針」、「人材育成にかかる推進体制と組織の姿勢」等を定める。

また、人材育成計画とは別に、「福井県普及指導員研修実施要領」を定め、年度毎に「普及指導員研修計画（研修カリキュラム）」を策定する。

なお、人材育成計画および研修実施要領はおおむね5年毎に改定を行うが、期間中、状況に応じて必要が生じた場合は、隨時見直しを行うこととする。

2 向上を図るべき資質

普及指導員に求められる役割を發揮するため、農業および農業経営に関する基本的な技術や知識をはじめ、GAPやスマート農業等に関する高度・先進的な技術や知識、中山間地域の特性に対応した技術等、並びに普及指導活動の手法（新規就農者から先進的な農業者に至るまでの多様な農業者に接しコミュニケーションを図る手法、地域内外の幅広い関係者と連携を構築する手法、地域農業・農村について実態や要望に基づいた将来展望の戦略を立案する手法等）については、全ての普及指導員が共通して備えるべき資質として、計画的かつ継続的な向上を図る。

また、普及指導活動を進める能力について、調査研究の成果や各種普及指導活動関係手引き、普及組織に蓄積された経験等を参考としつつ、現場での課題抽出から解決までの一連の取組に責任を持って遂行すること等により、継続的に研鑽を行

う。

農業革新支援専門員は、重点プロジェクト計画を中心とした普及指導活動、調査研究活動、関係機関（県および国の行政機関、試験研究機関、その他専門機関等）とのコーディネートを積極的に行うことを通じ、全国的な視野を持って農政推進を総括的に行うことができる人材の育成を図る。

3 資質向上の方法

普及指導員に対する研修の実施に当たっては、国と県において、それぞれの役割分担を踏まえながら、普及指導員の発展段階に応じ、基礎・実践力の向上、専門的指導力の向上、総合的指導力の向上、企画・運営力の向上を目標に、ICT等を効果的に活用しつつ、研修を実施する。

また、研修体系における各能力の確立期に必要な国および県が実施する研修を計画的に受講できるよう配慮し、普及指導活動に資する関係団体や民間企業が実施する研修等も活用する。

さらに、研修等の内容を伝達する機会を設けるなどし、研修効果の波及を図る。

（1）研修体系

普及指導員の各能力の確立期における研修体系は、「福井県普及指導員人材育成計画」に示す他、その実施、運用については、「福井県普及指導員研修実施要領」、具体的な研修カリキュラムについては、年度毎の「普及指導員研修計画」に示す。

（2）研修の計画的な実施

人材育成計画等に基づき、農業革新支援センターで毎年度の研修計画を策定し、研修を計画的に実施する。研修の実施に際しては、ニーズや有効性等を把握し、効果的かつ効率的に実施する。

（3）研修の方法

目的および対象者等に応じて、仕事を通じた研修（OJT）と、集合研修、派遣研修等職場を離れて実施する研修（Off-JT）を実施する。

また、研修の実施に当たっては、e-ラーニングや、ICTを活用したオンライン研修、テキスト・動画教材による予習および復習など、各方法の特性を考慮し、研修効果の向上に資する工夫を検討、実施する。

ア 集合研修では、講義のみならず、討議・演習・実習等のアクティブ・ラーニングを取り入れること等により、研修効果の向上を図る。

イ　OJTは、新任普及職員の実践的職務遂行能力を早期に向上させるため、地域普及指導センターの部課長は、新任普及職員の相談役、伴走役として、トレーナーを設置する。地域普及指導センターは農業革新支援センターと協議しながら、育成体制を構築するとともに、研修目標の設定、研修効果の評価、当該評価を踏まえた取組の見直し等により計画的に実施する。

ウ　派遣研修は、習得を図ろうとする知識および技術等に応じて、先進的な農業者、試験研究機関、国が体系的に行う階層別研修や専門分野別研修への派遣研修を実施する。また、課題対応に必要な技術習得を図るため、民間企業との連携強化（以下項目に記載）で培ったネットワーク等を生かし企業への派遣も今後検討していく。

（4）多様な人材・機関との連携

研修計画の策定および研修の実施に当たっては、幅広い専門的な知識および技術を習得できるよう、地域内外で先進的な経営を実践している農業者、農業技術等に関する最新の研究成果を持つ試験研究機関、マーケティング、経営、GAP、ICT等に長けた民間企業等の多様な人材・機関と連携を図る。

（5）早期育成を必要とする普及指導員等の資質向上

普及組織において、普及指導活動経験の浅い普及指導員等が増加している。このため、こうした普及指導員等のOJT等の実施状況や研修効果、意欲等について複数の者で確認するなど、農業革新支援センターと地域普及指導センターは協力して当該職員の早期育成と資質向上を図るための体制整備に努める。

また、地域普及指導センターの部課長は、研修の進捗を管理するとともに、職員間のコミュニケーションの活発化等により、普及組織全体で当該職員を育成する機運を維持する。

農業革新支援センターは育成体制を総括するとともに、助言・支援を行う。その際には、普及指導活動を経験した退職者からの協力などにより、普及組織がこれまで培ってきた技術や知見の継承にも配慮する。

（6）その他の資質向上に係る取組

普及指導活動に資する資格の取得等、普及指導員の継続的かつ自主的な研鑽の取組を助長することや、普及指導活動事例の発表等の機会を積極的に設ける。

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

普及組織は、新規就農者の確保・育成、円滑な経営継承、企業の農業参入、健全な農業経営体の育成等を図るため、（公社）ふくい農林水産支援センター、（一社）福井県農業会議、日本政策金融公庫等と連携し、市町や農業団体等の協力のもと、体系的かつ総合的な研修・教育等を行う。

また、農業・農村の6次産業化を図る観点から林業および漁業に関する普及指導員、商工会議所、中小企業団体中央会等の指導機関との連携を推進する。

さらに、協同農業普及事業の実施に当たって、普及組織は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に資する取組を行う。